

鹿行広域事務組合消防本部告示第2号

鹿行広域事務組合消防本部火災予防施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月9日

鹿行広域事務組合消防本部消防長 飯島敏彦

鹿行広域事務組合消防本部火災予防施行規程の一部を改正する告示

鹿行広域事務組合消防本部火災予防施行規程（平成18年消防本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「工業」を「産業」に改める。

第8条第1号中「持込」を「持込み」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 2 条例第23条第1項第2号の規定によるマーケットその他の物品販売業を営む店舗で、次の各号に掲げる商品を陳列・販売するために持込む行為は火災予防上危険な物品の持込みから除外されるものとする。
 - (1) 危険物に該当する製品（1の解除単位当たりの数量が、危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満のもの）
 - (2) 可燃性固体類又は可燃性液体類に該当する製品（1の解除単位当たりの数量が、条例別表第8に定める数量の5分の1未満のもの）
 - (3) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用が除外される容器入りの可燃性ガス（1の解除単位当たりの取扱いガス総質量が20kg以下のもの）
 - (4) がん具用煙火で「SFマーク」（（公益社団法人）日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）の付されているもの（1の解除単位あたりの総薬量が5kg（クラッカーボールにあつては1kg）未満のもの）
 - (5) その他危険と認められない物品

付 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。